

## 首里杜地区整備基本計画検討委員会設置要綱

(令和3年6月10日知事決裁)

### (目的)

第1条 令和3年3月に策定した首里城復興計画の基本施策6「新・首里杜構想による歴史まちづくりの推進」の具体的な取組に向け、首里杜地区整備基本計画策定に関する検討を行うため、首里杜地区整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事項を処理する。

- (1) 首里杜地区における景観まちづくりに関すること。（景観関係）
- (2) 首里杜地区における交通環境の整備・改善に関すること。（交通関係）
- (3) 首里杜地区における文化資源の保存・整備・活用に関すること。（文化資源関係）
- (4) その他、首里杜地区整備基本計画検討にあたり必要な内容に関すること。

### (組織)

第3条 委員の構成は、次に掲げる者のうちから知事が依頼する。

- (1) 首里城復興基本計画に関する有識者懇談会の「新・首里杜構想検討部会」委員であった者
  - (2) 学識経験を有する者
  - (3) その他、知事が必要と認める者
- 2 委員会に、関係機関から参画する協力委員を置くことができる。協力委員は、知事が依頼する。

### (委員長)

第4条 委員会には、委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員の互選によりその職務を代理する者を置く。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、依頼した年度の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

### (委員会)

第6条 委員会の開催は、土木建築部長が通知する。

- 2 委員長は、委員会の議長となり、会の進行を行う。
- 3 委員会の各検討事項に対して設置の必要があると認められる時は、各部会を設置することとし、部会の参加者は委員会にて決定する。

### (関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、関係者を出席させ意見等を聴き、又は必要な資

料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、沖縄県土木建築部都市公園課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

#### 附 則

この要綱は、令和3年6月10日から施行する。